

議案第 54 号

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 28 日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、綴喜都市計画の地区計画について、京田辺松井インター東地区において変更すること及び南田辺西地区において新たに定めることに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和63年京田辺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

南田辺西地区 地区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された綾喜都市計画南田辺西地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------------	---

別表第2京田辺松井インター東地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

京田 辺松 井イ ンタ 一東 地区 地区 整備 計画 区域	A地 区	次に掲げる 建築物 (1) 法別 表第2 (ぬ) 項第3 号に掲 げる建 築物 (2) 住宅 、兼用 住宅、 共同住 宅、寄 宿舎及	10分 の5とす る。	30,000m <sup>2</sup> とする。	45m とする。	建築 物の外 壁又は これに 代わる 柱の面 から道 路境界 線及び 隣地境 界線ま での距 離の最 低限度 は3.
--	---------	--	-------------------	------------------------------	-------------	--

		び下宿 ( 3 ) 学校 (幼保 連携型 認定こ ども園 を除く 。 ) ( 4 ) 図書 館、博 物館、 美術館 その他 これら に類す るもの ( 5 ) 神社 、寺院 、教会 その他 これら に類す るもの ( 6 ) 建築 基準法 施行令 第 1 9 条に掲 げる児					0 m と する。
--	--	---	--	--	--	--	--------------

		<p>童福祉 施設等 (保育 所を除 く。)</p> <p>(7) 公衆 浴場</p> <p>(8) 診療 所、病 院</p> <p>(9) 店舗 、飲食 店、展 示場そ の他こ れらに 類する もの (</p> <p>建築基 準法施 行令第 130 条の5 の2に 規定す る店舗 等で、 その用 途に供</p>				
--	--	---	--	--	--	--

する部  
分の床  
面積の  
合計が  
150  
m<sup>2</sup>以内  
のもの  
及びガ  
ソリン  
スタン  
ドを除  
<。)

(10) 劇  
場、映  
画館、  
演芸場  
、観覧  
場、公  
会堂、  
集会場  
、ナイ  
トクラ  
ブその  
他これ  
らに類  
するも  
の  
(11) ボ  
ーリン

		グ場、 スケー ト場、 水泳場 その他 これら に類す る運動 施設で 建築基 準法施 行令第 130 条の6 の2に 定める もの (12) ホ テル又 は旅館 (13) マ ージャ ン屋、 ぱちん こ屋、 射的場 、勝馬 投票券 発売所				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>、場外 車券売 場その 他これ らに類 するも の</p> <p>(14) キ ヤバレ 一、料 理店そ の他こ れらに 類する もの</p> <p>(15) 自 動車修 理工場</p> <p>(16) 自 動車教 習所</p> <p>(17) カ ラオケ ボック スその 他これ らに類 するも の</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		(18) 畜 舍 (19) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適性化 等に関 する法 律第2 条第6 項に規 定する 店舗型 性風俗 特殊営 業又は 同条第 9項に 規定す る店舗 型電話 異性紹 介営業 の用途 に供す るもの (20) 青					
--	--	--	--	--	--	--	--

		少年の健全な育成に関する条例第23条第1項の規定に定める営業の用途に供するもの				
B地区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる建築物 (2) 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿	10分の5とする。 。とする。 ただし、公益上必要な建築物の敷地は、この限りでない。	30,000 m <sup>2</sup> とする。	45 m	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離の最低限度は3.0 mと	

		<p>(3) 学校 (幼保 連携型 認定こ ども園 を除く 。)</p> <p>(4) 図書 館、博 物館、 美術館 その他 これら に類す るもの</p> <p>(5) 神社 、寺院 、教会 その他 これら に類す るもの</p> <p>(6) 建築 基準法 施行令 第19 条に掲 げる児 童福祉</p>				する。 また、 京田辺 松井イ ンター 東地区 地区計 画に表 示する 壁面線 を超え て建築 しては ならな い。
--	--	--	--	--	--	--

		<p>施設等 (保育 所を除 く。)</p> <p>(7) 公衆 浴場</p> <p>(8) 診療 所、病 院</p> <p>(9) 店舗 、飲食 店、展 示場そ の他こ れらに 類する もの (</p> <p>建築基 準法施 行令第 130 条の5 の2に 規定す る店舗 等で、 その用 途に供 する部</p>				
--	--	---	--	--	--	--

分の床  
面積の  
合計が  
150  
m<sup>2</sup>以内  
のもの  
及びガ  
ソリン  
スタン  
ドを除  
く。)

(10) 劇  
場、映  
画館、  
演芸場  
、観覧  
場、公  
会堂、  
集会場  
、ナイ  
トクラ  
ブその  
他これ  
らに類  
するも  
の

(11) ボ  
ーリン  
グ場、

		<p>スケー ト場、 水泳場 その他 これら に類す る運動 施設で 建築基 準法施 行令第 130 条の6 の2に 定める もの (12) ホ テル又 は旅館 (13) マ ージャ ン屋、 ぱちん こ屋、 射的場 、勝馬 投票券 発売所 、場外</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		車券売 場その 他これ らに類 するも の (14) キ ヤバレ 一、料 理店そ の他こ れらに 類する もの (15) 自 動車修 理工場 (16) 自 動車教 習所 (17) カ ラオケ ボック スその 他これ らに類 するも の (18) 畜				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>舍 (19) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適性化 等に関 する法 律第2 条第6 項に規 定する 店舗型 性風俗 特殊営 業又は 同条第 9項に 規定す る店舗 型電話 異性紹 介営業 の用途 に供す るもの (20) 青 少年の</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

		健全な 育成に 関する 条例第 23条 第1項 の規定 に定め る営業 の用途 に供す るもの				
C地区	次に掲げる 建築物 (1) 住宅 、兼用 住宅、 共同住 宅、寄 宿舎及 び下宿 (2) 学校 (幼保 連携型 認定こ ども園 を除く 。) (3) 図書	—	—	—	建築 物の外 壁又は これに 代わる 柱の面 から道 路境界 線及び 隣地境 界線ま での距 離の最 低限度 は1. 0mと する。	

		館、博物館、美術館その他これらに類するもの					
		(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの					
		(5) 建築基準法施行令第19条に掲げる児童福祉施設等(保育所を除く。)					
		(6) 公衆浴場					
		(7) 診療所、病					

		院 (8) 店舗 、飲食 店、展 示場そ の他こ れらに 類する もの（ 建築基 準法施 行令第 130 条の5 の3に 規定す る店舗 等で、 その用 途に供 する部 分の床 面積の 合計が 500 m <sup>2</sup> 以 内のもの 及びガ ソリン					
--	--	--	--	--	--	--	--

		スタン ドを除 く。) (9) 劇場 、映画 館、演 芸場、 観覧場 、公会 堂、集 会場、 ナイト クラブ その他 これら に類す るもの (10) ボ ーリン グ場、 スケー ト場、 水泳場 その他 これら に類す る運動 施設で 建築基				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>準法施 行令第 130 条の6 の2に 定める もの (11) ホ テル又 は旅館 (12) マ ージャ ン屋、 ぱちん こ屋、 射的場 、勝馬 投票券 発売所 、場外 車券売 場その 他これ らに類 するも の (13) キ ヤバレ 一、料</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		理店そ の他こ れらに 類する もの (14) 自 動車教 習所 (15) カ ラオケ ボック スその 他これ らに類 するも の (16) 畜 舎 (17) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適性化 等に関 する法 律第2 条第6 項に規				
--	--	---	--	--	--	--

		定する 店舗型 性風俗 特殊営 業又は 同条第 9項に 規定す る店舗 型電話 異性紹 介営業 の用途 に供す るもの  (18) 青 少年の 健全な 育成に 関する 条例第 23条 第1項 の規定 に定め る営業 の用途 に供す るもの				
--	--	--	--	--	--	--

別表第2に次のように加える。

		<p>れらに 類する もの。 ただし 、研究 所及び 研修所 に附属 するも ので、 次のい ずれに も該當 するも のは除 く。</p> <p>ア 建築 基準法 施行令 第13 0条の 5の3 に規定 する店 舗等</p> <p>イ アに 掲げる 用途に 供する</p>					<p>市計 画道 路南 田辺 狛田 中央 線又 は南 田辺 狛田 東西 線に 面す る側 にあ って は1 0. 0m 以上 でな けれ ばな らな い。</p> <p>2 前 項の 規定 は、</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

		<p>部分の 床面積 の合計 が 1 , 5 0 0 m<sup>2</sup>以内 のもの ( 4 ) ボー リング 場、ス ケート 場、水 泳場、 その他 これら に類す るもの 。ただ し、研 究所及 び研修 所に附 属する ものは 除く。</p> <p>( 5 ) カラ オケボ ツクス その他</p>				守衛 室そ の他 これ に類 する もの で、 述べ 面積 が 5 0 m <sup>2</sup> 以下 かつ 、地 下を 除く 階数 が一 の建 築物 には 適用 しな い。 <p>3 第 1 項 の規 定は</p>
--	--	---	--	--	--	--

		<p>これに 類する もの</p> <p>(6) マー ジヤン 屋、ぱ ちんこ 屋、射 的場、 勝馬投 票券発 売所、 場外車 券売場 その他 これら に類す るもの</p> <p>(7) 神社 、寺院 、教会 その他 これら に類す るもの</p> <p>(8) 公衆 浴場</p> <p>(9) 畜舎(</p>					<p>、公 益上 必要 な建 築物 で特 に市 長が 必要 と認 める 場合 は適 用し ない 。</p>
--	--	---	--	--	--	--	---

		<p>設に附 属する ものは 除く。)</p> <p>(10) 自 動車教 習所及 び自動 車修理 工場</p> <p>(11) 倉 庫業を 営む倉 庫、自 動車車 庫（附 屬車庫 は除く 。）</p> <p>(12) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適性化 等に関 する法 律第2 条第6</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの				
B地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舎。ただし、研究所及び研修所に附	— 00m <sup>2</sup> とする。ただし、警察署、派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は、この限りでな	2,0 00m <sup>2</sup> とする。	31m とする。	— 1建 築物の外 壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及	

		<p>属する研究者等のための居住施設、研究用住宅等は除く。</p> <p>(2) 下宿</p> <p>(3) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類するもの。</p> <p>ただし、研究所及び研修所に附属する 10, 000 m<sup>2</sup> 以内のもので、次の</p>		い。			び隣地境界線までとの距離の最低限度は 5.0 m とする。ただし、都市計画道路南田辺狛田中央線又は南田辺狛田東西線に面する側
--	--	---	--	----	--	--	--

		<p>いずれ にも該 当する ものは 除く。</p> <p>ア 建築 基準法 施行令 第13 0条の 5の3 に規定 する店 舗等</p> <p>イ アに 掲げる 用途に 供する 部分の 床面積 の合計 が1, 500 m<sup>2</sup>以内 のもの</p> <p>(4) ホテ ル又は 旅館。 ただし</p>					<p>にあ って は1 0. 0m 以上 でな けれ ばな らな い。</p> <p>2 前 項の 規定 は、 守衛 室そ の他 これ に類 する もの で、 述べ 面積 が5 0m<sup>2</sup> 以下 かつ</p>
--	--	---	--	--	--	--	---

		<p>、研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く。</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの。ただし、研究所及び研修所に附属するものは除く。</p> <p>(6) カラオケボックス</p>				<p>、地下を除く階数が一の建築物には適用しない。</p> <p>3 第1項の規定は、公益上必要な建築物で特に市長が必要と認める場合は適用し</p>
--	--	--	--	--	--	--

		その他 これに 類する もの  (7) マー ジヤン 屋、ぱ ちんこ 屋、射 的場、 勝馬投 票券発 売所、 場外車 券売場 その他 これら に類す るもの  (8) キヤ バレー 、料理 店、そ の他こ れらに 類する もの  (9) 劇場 、映画					ない 。
--	--	--	--	--	--	--	---------

館、演  
芸場、  
観覧場  
、公会  
堂、集  
会場、  
ナイト  
クラブ  
その他  
これら  
に類す  
るもの  
。ただ  
し、研  
究所及  
び研修  
所に附  
属する  
ものは  
除く。

(10) 学  
校 (幼  
保連携  
型認定  
こども  
園を除  
く。)

(11) 神  
社、寺

		<p>院、教 会その 他これ らに類 するも の</p> <p>(12) 公 衆浴場</p> <p>(13) 畜 舎(研究 施設に 附属す るもの は除く 。)</p> <p>(14) 自 動車教 習所及 び自動 車修理 工場</p> <p>(15) 倉 庫業を 営む倉 庫、自 動車車 庫(附 屬車庫 は除く</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		。) (16) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの				
C地区	次に掲げる建築物	—	300m <sup>2</sup> とする	31mとする。	—	1建築物

		(1) 住宅 、兼用 住宅、 共同住 宅及び 寄宿舎 。ただ し、研 究所及 び研修 所に附 属する 研究者 等のた めの居 住施設 、研究 用住宅 等は除 く。 (2) 下宿 (3) 店舗 、飲食 店、展 示場そ の他こ れらに 類する もの。	。ただし 、警察署 、派出所 その他こ れらに類 する公益 上必要な 建築物の 敷地は、 この限り でない。		の外 壁又 はこ れに 代わ る柱 の面 から 道路 境界 線及 び隣 地境 界線 まで の距 離の 最低 限度 は 1 . 5 mと する 。た だし 、都 市計 画道 路南
--	--	---	--	--	--

		<p>ただし 、研究 所及び 研修所 に附属 する 1 0 , 0 0 0 m<sup>2</sup> 以内の もので 、次の いずれ にも該 当する ものは 除く。</p> <p>ア 建築 基準法 施行令 第 1 3 0 条の 5 の 3 に規定 する店 舗等</p> <p>イ アに 掲げる 用途に 供する</p>					田辺 狹田 東西 線に 面す る側 にあ って は 1 0 . 0 m 以上 でな けれ ばな らな い。	2 前 項の 規定 は、 守衛 室そ の他 これ に類 する もの で、
--	--	---	--	--	--	--	---	---

		<p>部分の 床面積 の合計 が 1 , 5 0 0 m<sup>2</sup>以内 のもの</p> <p>(4) ホテ ル又は 旅館。 ただし 、研究 所及び 研修所 に附属 する宿 泊施設 は除く 。</p> <p>(5) ボー リング 場、ス ケート 場、水 泳場、 その他 これら に類す るもの</p>					述べ 面積 が 5 0 m <sup>2</sup> 以下 かつ 、地 下を 除く 階数 が一 の建 築物 には 適用 しな い。 3 第 1 項 の規 定は 、公 益上 必要 な建 築物 で特 に市 長が
--	--	--	--	--	--	--	---

		<p>。ただし、研究所及び研修所に附属するものは除く。</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場その他これらに類す</p>					必要と認める場合は適用しない。
--	--	--	--	--	--	--	-----------------

		<p>もの</p> <p>(8) キヤ バレー 、料理 店、そ の他こ れらに 類する もの</p> <p>(9) 劇場 、映画 館、演 芸場、 観覧場 、公会 堂、集 会場、 ナイト クラブ その他 これら に類す るもの 。ただ し、研 究所及 び研修 所に附 属する</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>ものは 除く。</p> <p>(10) 学 校 (幼 保連携 型認定 こども 園を除 く。)</p> <p>(11) 神 社、寺 院、教 会その 他これ らに類 するも の</p> <p>(12) 公 衆浴場</p> <p>(13) 畜 舎 (研究 施設に 附属す るもの は除く 。)</p> <p>(14) 自 動車教 習所及</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		び自動 車修理 工場 (15) 倉 庫業を 営む倉 庫、自 動車車 庫（附 屬車庫 は除く 。） (16) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適性化 等に関 する法 律第2 条第6 項に規 定する 店舗型 性風俗 特殊営 業又は 同条第					
--	--	---	--	--	--	--	--

		9項に 規定す る店舗 型電話 異性紹 介営業 の用途 に供す るもの					
--	--	---	--	--	--	--	--

#### 附 則

この条例は、公布の日又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による綴喜都市計画地区計画の変更の告示があった日のいずれか遅い日から施行する。

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行							改正理由	
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）							綴喜都市計画地区計画の変更に伴う改正	
地区整備計画区域の名称	区域						地区整備計画区域の名称	区域							
(略)	(略)						(略)	(略)							
南田辺西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された綴喜都市計画のうち、地区整備計画が定められた区域														
別表第2（第3条—第8条、第10条関係）							別表第2（第3条—第8条、第10条関係）								
地区整備計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	地区整備計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		
建築してはならない建築物の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の壁面の位置の制限			建築してはならない建築物の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の壁面の位置の制限				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
京田辺 松井イ ンター 東地区 地区整 備計画 区域	A地区  <u>(1) 法別表</u>  <u>(2) 住宅、 兼用住宅、 共同住 宅、寄宿 舎及び下 宿</u>  <u>(3) 学校 (</u> <u>幼保連携 型認定こ ども園を 除く。)</u>  <u>(4) 図書館</u>	次に掲げる建 築物  第2（ぬ ）項第3 号に掲げ る建築物  (2) 住宅、 兼用住宅、 共同住 宅、寄宿 舎及び下 宿  (3) 学校 (	<u>10分 の5とす る。</u>  <u>第2（ぬ ）項第3 号に掲げ る建築物 の敷地は、 この限りで ない。</u>  <u>(4) 図書館</u>	<u>30, 0 00m<sup>2</sup>とす る。ただし 、公益上必 要な建築物 の敷地は、 この限りで ない。</u>	<u>45 mとす る。</u>  <u>外壁又はこ れに代わる 柱の面から 道路境界線 及び隣地境 界線までの 距離の最低 限度は、3 . 0mとす る。</u>	建築物の 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 道路境界線 及び隣地境 界線までの 距離の最低 限度は、3 . 0mとす る。	次に掲げる建 築物  第2（ぬ ）項第3 号に掲げ る建築物  (2) 法別表  第2（る ）項に掲 げる建築 物  (3) 専用住 宅、兼用 住宅、長 屋、共同 住宅、寄 宿舎及び 下宿	<u>10分 の5とす る。</u>  <u>第2（ぬ ）項第3 号に掲げ る建築物 の敷地は、 この限りで ない。</u>  <u>(4) 図書館</u>	<u>30, 0 00m<sup>2</sup>とす る。ただし 、公益上必 要な建築物 の敷地は、 この限りで ない。</u>  <u>外壁又はこ れに代わる 柱の面から 道路境界線 及び隣地境 界線までの 距離の最低 限度は、3 . 0mとす る。</u>	<u>45 mとす る。</u>	建築物の 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 道路境界線 及び隣地境 界線までの 距離の最低 限度は、3 . 0mとす る。				

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行						改正理由
			(4) 学校 (5) 図書館 、博物館 、美術館 その他こ れらに類 するもの (5) 神社、 寺院、教 会その他 これらに 類するも の (6) 建築基 準法施行 令第19 条に掲げ る児童福 祉施設等 (保育所 を除く。 ) (7) 公衆浴 場 (8) 診療所 、病院 (9) 店舗、 飲食店、 展示場そ の他これ らに類す るもの（ 建築基準 法施行令 第130 条の5の 2に規定 する店舗	(4) 学校 (5) 図書館 、博物館 、美術館 その他こ れらに類 するもの (6) 神社、 寺院、教 会その他 これらに 類するも の (7) 建築基 準法施行 令第19 条に掲げ る児童福 祉施設等 (保育所 を除く。 ) (8) 公衆浴 場 (9) 診療所 、病院、 老人保健 施設その 他これら に類する もの (10) 店舗 、飲食店 、展示場 その他こ れらに類					

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>等で、そ の用途に 供する部 分の床面 積の合計 が 150 m<sup>2</sup>以内的 もの及び ガソリン スタンド を除く。 )</p> <p>(10) 劇場 、映画館 、演芸場 、観覧場 、公会堂 、集会場 、ナイト クラブそ の他これ らに類す るもの</p> <p>(11) ボー リング場 、スケー ト場、水 泳場その 他これら に類する 運動施設 で建築基 準法施行 令第13 0条の6 の2に定</p>	<p>するもの (建築基 準法施行 令第13 0条の5 の2第1 項に規定 する店舗 等でその 用途に供 する部分 の合計が 150m<sup>2</sup> 以内のも の及びガ ソリンス タンドを 除く。)</p> <p>(11) 劇場 、映画館 、演芸場 、観覧場 、公会堂 、集会場 その他こ れらに類 するもの</p> <p>(12) 体育 館、ボー リング場 、スケー ト場、水 泳場、ス キー場、 ゴルフ練 習場、バ</p>	

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行						改正理由		
	<p>めるもの</p> <p>(12) ホテル又は旅館</p> <p>(13) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(14) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(15) 自動車修理工場</p> <p>(16) 自動車教習所</p> <p>(17) カラオケボックスその他これらに類するもの</p> <p>(18) 畜舎</p> <p>(19) 風俗営業等の</p>					<p>ッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>(13) ホテル又は旅館</p> <p>(14) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(15) キャバレー、カフェー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(16) 映画スタジオ、テレビスタジオ</p>					

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行							改正理由
		規制及び 業務の適 性化等に 関する法 律第2条 第6項に 規定する 店舗型性 風俗特殊 営業又は 同条第9 項に規定 する店舗 型電話異 性紹介営 業の用途 に供する もの  (20) 青少 年の健全 な育成に 関する条 例第23 条第1項 の規定に 定める営 業の用途 に供する もの						、自動車 修理工場 、自動車 教習所及 び畜舎  (17) 風俗 営業等の 規制及び 業務の適 正化等に 関する法 律第2条 第1項に 規定する 風俗営業 、同条第 6項に規 定する店 舗型性風 俗特殊営 業及び同 条第9項 に規定す る店舗型 電話異性 紹介営業 の用途に 供するも の  (18) 青少 年の健全 な育成に 関する条 例第23 条第1項 の規定に						

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表



## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現 行		改正理由
<p>宿舎。ただし、研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設、研究用住宅等は除く。</p> <p>(2) 下宿</p> <p>(3) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類するもの。ただし、研究所及び研修所に附属するもので、次のいずれにも該当するものは除く。</p> <p>ア 建築基準法施行令第130条の5の3に規定する店舗等</p> <p>イ アに掲</p>	<p>する公益上必要な建築物の敷地は、この限りでない。</p>			<p>線及び隣地境界線までの距離の最低限度は5.0mとする。ただし、都市計画道路南田辺狛田中央線又は南田辺狛田東西線に面する側にあっては10.0m以上でなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、守衛室その他これに類するもので、述べ面積が50m<sup>2</sup>以下かつ、地下を除く階数が一の建築物には適用しない。</p>		

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案						現 行	改正理由
	<p>（4） ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの。ただし、研究所及び研修所に附属するものは除く。</p> <p>（5） カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>（6） マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他</p>				<p>3 第1項の規定は、公益上必要な建築物で特に市長が必要と認める場合は適用しない。</p>		

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行					改正理由
	<p>これらに 類するも の (7) 神社、 寺院、教 会その他 これらに 類するも の (8) 公衆浴 場 (9) 畜舎(研 究施設に 附属する ものは除 く。) (10) 自動 車教習所 及び自動 車修理工 場 (11) 倉庫 業を営む 倉庫、自 動車車庫 (附属車 庫は除く 。) (12) 風俗 営業等の 規制及び 業務の適 性化等に 関する法 律第2条 第6項に</p>						

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行	改正理由
		規定する 店舗型性 風俗特殊 営業又は 同条第9 項に規定 する店舗 型電話異 性紹介営 業の用途 に供する もの						
B地区	次に掲げる建 築物	—	2, 0 0 0 m <sup>2</sup> とする 。ただし、 警察署、派 出所その他 これらに類 する公益上 必要な建築 物の敷地は 、この限り でない。	3 1 mとす る。	—	1 建築物 の外壁又 はこれに 代わる柱 の面から 道路境界 線及び隣 地境界線 までの距 離の最低 限度は5 . 0 mと する。た だし、都 市計画道 路南田辺 狛田中央 線又は南 田辺狛田 東西線に 面する側 にあつて は1 0. 0 m以上		
	(1) 住宅、 兼用住宅 、共同住 宅及び寄 宿舎。た だし、研 究所及び 研修所に 附属する 研究者等 のための 居住施設 、研究用 住宅等は 除く。							
	(2) 下宿							
	(3) 店舗、 飲食店、 展示場そ の他これ らに類す るもの。							

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案						現 行	改正理由
	<p>ただし、 研究所及び研修所 に附属する 10,000 m<sup>2</sup> 以内のもので、次 のいずれにも該当するものは除く。</p> <p>ア 建築基準法施行令第130条の5の3に規定する店舗等</p> <p>イ アに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup> 以内のもの</p> <p>(4) ホテル又は旅館。ただし、研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除</p>				<p>でなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、守衛室その他これに類するもので、述べ面積が 50 m<sup>2</sup> 以下かつ、地下を除く階数が一の建築物には適用しない。</p> <p>3 第1項の規定は、公益上必要な建築物で特に市長が必要と認める場合は適用しない。</p>		

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
		<p>く。          (5) ポーリング場、          スケート場、水泳場、その他これらに類するもの。ただし、研究所及び研修所に附属するものは除く。          (6) カラオケボックスその他これに類するもの          (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの          (8) キャバレー、料理店、その他これ</p>				

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
<p>( 9 ) <u>らに類するもの</u>  <u>劇場、</u>  <u>映画館、</u>  <u>演芸場、</u>  <u>観覧場、</u>  <u>公会堂、</u>  <u>集会場、</u>  <u>ナイトク</u>  <u>ラブその</u>  <u>他これら</u>  <u>に類する</u>  <u>もの。た</u>  <u>だし、研</u>  <u>究所及び</u>  <u>研修所に</u>  <u>附属する</u>  <u>ものは除</u>  <u>く。</u></p> <p>( 1 0 ) <u>学校</u>  <u>(幼保連</u>  <u>携型認定</u>  <u>こども園</u>  <u>を除く。</u>  <u>)</u></p> <p>( 1 1 ) <u>神社</u>  <u>、寺院、</u>  <u>教会その</u>  <u>他これら</u>  <u>に類する</u>  <u>もの</u></p> <p>( 1 2 ) <u>公衆</u>  <u>浴場</u></p> <p>( 1 3 ) <u>畜舎(</u>  <u>研究施設</u>  <u>に附属す</u></p>						

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行	改正理由
		<p>るものは 除く。)</p> <p>(14) 自動 車教習所 及び自動 車修理工 場</p> <p>(15) 倉庫 業を営む 倉庫、自 動車車庫 (附属車 庫は除く 。)</p> <p>(16) 風俗 営業等の 規制及び 業務の適 性化等に 関する法 律第2条 第6項に 規定する 店舗型性 風俗特殊 営業又は 同条第9 項に規定 する店舗 型電話異 性紹介営 業の用途 に供する もの</p>						
C地区	次に掲げる建 築物	—	$300\text{m}^2$ とする。た mとす	31 mとす	—	1 建築物 の外壁又		

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行	改正理由
<p>(1) 住宅、 兼用住宅 、共同住 宅及び寄 宿舎。た だし、研 究所及び 研修所に 附属する 研究者等 のための 居住施設 、研究用 住宅等は 除く。</p> <p>(2) 下宿</p> <p>(3) 店舗、 飲食店、 展示場そ の他これ らに類す るもの。 ただし、 研究所及 び研修所 に附属す る10,000m<sup>2</sup> 以内のも ので、次 のいずれ にも該当 するもの は除く。</p> <p>ア 建築基 準法施行</p>	<p>だし、警察署、派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は、この限りでない。</p>	<p>る。</p>			<p>はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、都市計画道路南田辺狛田東西線に面する側にあっては10.0m以上でなければならない。 2 前項の規定は、守衛室その他これに類するもので、述べ面積が50m<sup>2</sup>以下かつ、地下を除く階数が一の建築物には適用しない。</p>	

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案						現 行	改正理由
	<p>令第13 0条の5 の3に規 定する店 舗等</p> <p>イ アに掲 げる用途 に供する 部分の床 面積の合 計が1,500m<sup>2</sup> 以内のも の</p> <p>(4) ホテル 又は旅館 。ただし 、研究所 及び研修 所に附属 する宿泊 施設は除 く。</p> <p>(5) ボーリ ング場、 スケート 場、水泳 場、その 他これら に類する もの。た だし、研 究所及び 研修所に 附属する ものは除</p>				<p>い。 3 第1項 の規定は 、公益上 必要な建 築物で特 に市長が 必要と認 める場合 は適用し ない。</p>		

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由
	<p>く。</p> <p>(6) カラオ ケボック スその他 これに類 するもの</p> <p>(7) マージ ヤン屋、 ぱちんこ 屋、射的 場、勝馬 投票券發 売所、場 外車券売 場その他 これらに 類するも の</p> <p>(8) キャバ レー、料 理店、そ の他これ らに類す るもの</p> <p>(9) 劇場、 映画館、 演芸場、 観覧場、 公会堂、 集会場、 ナイトク ラブその 他これら に類する もの。た だし、研</p>					

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

		改正案					現 行		改正理由
		<p>究所及び 研修所に 附属する ものは除 く。</p> <p>(10) 学校 (幼保連 携型認定 こども園 を除く。 )</p> <p>(11) 神社 、寺院、 教会その 他これら に類する もの</p> <p>(12) 公衆 浴場</p> <p>(13) 畜舎(研究施設 に附属す るものは 除く。)</p> <p>(14) 自動 車教習所 及び自動 車修理工 場</p> <p>(15) 倉庫 業を営む 倉庫、自 動車車庫 (附属車 庫は除く 。)</p>							

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案						現 行	改正理由
		(16) 風俗 <u>営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの</u>					